

入間市国民健康保険税条例の一部改正について

◆ 産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の減額〔令和 6 年 1 月 1 日から施行〕

『全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律』等が公布され、国民健康保険の保険税について、令和 6 年 1 月 1 日から産前産後期間の保険税軽減措置制度が創設されることとなりました。

〔改正（創設）の内容〕

- 国民健康保険の被保険者が出産する場合、その所得割額と均等割額について次のとおり減額します。
 - 単胎妊娠の場合：出産の予定日（出産日）が属する月の前月から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月までの計 4 ヶ月分の保険税を減額。
 - 多胎妊娠の場合：出産の予定日（出産日）が属する月の 3 ヶ月前から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月までの計 6 ヶ月分の保険税を減額。
- 産前産後の保険税減額措置における「出産」とは妊娠 85 日以上分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象となります。
- 令和 5 年 1 1 月以降に出産する予定又は出産した被保険者から対象となります。

| 単胎 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 4 月 |
|--------|-------|-------|-------|---------|-----|-----|-----|
| 11 月出産 | (対象外) | | | 1 ヶ月分減額 | | | |
| 12 月出産 | | (対象外) | | 2 ヶ月分減額 | | | |
| 1 月出産 | | | (対象外) | 3 ヶ月分減額 | | | |
| 2 月出産 | | | | 4 ヶ月分減額 | | | |

◆ あわせて改正するもの〔令和 6 年 4 月 1 日から施行〕

- 税率の改正
- 賦課限度額の引き上げ（今年度第 1 回の国保運営協議会にて協議済み）

地方税法施行令の一部が改正（令和 5 年 3 月 3 1 日公布、4 月 1 日施行）され、後期高齢者支援金等分の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、条例の賦課限度額を法定賦課限度額に引き上げるもの。

| 区 分 | 改定案 | 現 行 |
|------------|-----------------|-----------------|
| 医療給付費分 | 6 5 万円 | 6 5 万円 |
| 後期高齢者支援金等分 | <u>2 2 万円</u> | <u>2 0 万円</u> |
| 介護納付金分 | 1 7 万円 | 1 7 万円 |
| 合 計 | <u>1 0 4 万円</u> | <u>1 0 2 万円</u> |

※ 医療給付費分、介護納付金分の改定なし